

全国中高一貫教育研究会 会則

平成16年2月14日 制定

平成22年2月12日 改正

第1章 総則

第1条 本会は、全国中高一貫教育研究会と称し、事務局を代表校に置く。

第2条 本会は、会員校相互の協力により、中高一貫教育の充実と使命達成を図り、もって、我が国の教育の振興に寄与することを目的とする。

第3条 本会は、本会の趣旨に賛同し、会費を納める以下の学校をもって組織する。

- (1) 中等教育学校（学校教育法第1条、第7章）
- (2) 併設型の中学校・高等学校（学校教育法第71条）
- (3) 連携型の中学校・高等学校（学校教育法施行規則第75条の2及び第87条の2）

第4条 本会は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 研究大会・協議会の開催
- (2) 共通重要事項についての調査・研究
- (3) 関係方面に対する必要な連絡
- (4) 研究成果及び印刷物の交換
- (5) 各種教育団体との連携・協力
- (6) その他目標を達成するために必要な事業

第2章 役員校及び代表校

第5条 本会に、役員校を置き、その代表者をもって役員校会を構成し、次の事項を審議し決定する。

- (1) 本会の事業計画に関する事
- (2) 本会の予算及び決算に関する事
- (3) 本会の会則に関する事
- (4) その他本会の運営に必要な事

第6条 役員校として、次の各地域から選出された学校と研究大会を主幹する学校とする。
なお、各地域からは少なくとも1校を選出するものとする。

- | | |
|------------|------------|
| (1) 北海道・東北 | (2) 関東・甲信越 |
| (3) 東海・北陸 | (4) 近畿 |
| (5) 中国・四国 | (6) 九州 |

2 前項で選出された役員校の中から代表校を選出する。

3 代表校の校長が本会の会長を務める。

第7条 役員校の任期は1年とし、再任は妨げない。

第3章 役員及びその職務

第8条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 会計監査 1名
- (5) 研究担当者 2名

第9条 本会の役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長 本会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長 会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 事務局長 事務全般（記録の作成及び会計を含む）を行う。
- (4) 会計監査 会計の監査を行う。
- (5) 研究担当者 本会の事業計画に基づく研究を推進する。

第10条 会長以外の役員は、役員校会において選出し、総会において信任を得る。

第11条 役員の任期は1年とし、再任は妨げない。

第4章 総会・研究大会・協議会

第12条 原則として、年1回の研究大会・協議会を開催する。

第13条 研究大会・協議会の開催時に併せて総会を開く。

第5章 経理

第14条 本会の経費は、会費その他による。会計年度は4月1日より翌年3月31日までとする。

第15条 年会費は、1校年額1万円とする。ただし、併設型は中学校・高等学校で、連携型は地域で1校とする。

2 総会で会計報告を行う。

第6章 指導助言者

第16条 本会には指導助言者を置くことができる。

2 指導助言者は役員校会の承認を経て、会長が委嘱する。

3 指導助言者の任期は、1年とし再任を妨げない。

附則 本会則は、平成22年4月1日より実施する。